

海南省市民協働指針

第1章 協働の必要性

1 協働が必要とされる背景

従来は、行政が多くの公共領域で、公平で均一的なサービスを提供してきており、公共的な領域は行政が対応するものといった意識が市民にも行政にもありました。しかしながら、近年では、少子高齢化や人口減少等、家族や地域のあり方の変化により、市民の生活や価値観も多様化しており、限られた財源のなか、多様な市民ニーズに対応したまちづくりを進めていくためには、公共的なサービスを行政のみで提供することには限界があります。

そこで、行政にゆだねられてきた従来の「公共」の考え方を見直し、市民と行政、あるいは市民相互で担っていく「協働」という手法を用いてお互いの特性を生かしながら協力し、地域課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが大切であるといえます。

一方、行政内においては、市民と協働をすることに対する共通の理念や意義、協働事業を行う際の統一的なルールがないことから、「協働指針」を策定することで、協働の意義や原則といった基本的な考え方を示し、市職員の協働に対する意識の醸成と、市民と行政との協働への認識を共有することができます。

2 協働による効果

(1) 市民にとっての効果

地域の実情に合った、より効果的な公共サービスが実現する。

市民活動を促進し、市民団体等の活動が活性化する。

地域自治力が向上し、地域づくりや新しい公共サービスの担い手が育成される。

(2) 地域にとっての効果

地域の一体感が醸成され地域の力が高まる。

地域活動、ひいては、まちづくりへの参加意識・意欲が高まる。

(3) 行政にとっての効果

市民ニーズに対し効果的な対応ができ、行政の効率化が図れる。

協働の取組みにより市民の声を把握でき、市民との信頼関係が構築できる。

職員の意識改革と庁内連携の強化につながる。

第2章 協働の基本事項

1 市民と市の協働

協働とは一般的には「行政だけ、市民だけ、企業だけ、など単独では課題解決が困難な場合に、異なるセクターが対等な立場で連携すること」であり、異なる環境にある主体が、課題や目標を共有し、相互を理解したうえで役割と責任を担いながら協力し合い、対等な立場で公益的な活動に取り組むものです。違いを活かすことで、単独で行うよりも高い効果が得られ、新たな価値を創造でき、単なる補完ではなく「1+1」が「2以上」となる関係です。

協働で重要なことは、互いが目指す目的を明確にして、対等の立場で、共に協力して地域課題に取り組んでいくことです。

本市では、「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を将来像とした第2次総合計画の「政策目標6 持続可能な行財政運営」の中で「協働のまちづくり」を基本施策として設定し、事業を推進することとしております。

そこで、本市において「協働」とは、「市民をはじめとした本市にかかわる様々な主体が、元気なまち、安心な暮らし、人々がふれあい、笑顔があふれる地域社会の実現を目指すため、課題や目標を共有し、相互を理解したうえで協力し合い、対等な立場で公共を担うこと」とし、協働の推進を図っていきます。

2 協働のまちづくり

協働のまちづくりを進めるためには、協働に参画する各主体が同じ考えをもち、地域の課題の解決に向け取り組むことが重要となってきます。

協働のまちづくりとは、これらの活動を通して、地域の人々が自主性と自らの責任において住みよい地域づくりを行う「新しい地域コミュニティ」を形成していくことです。

3 協働する際の留意点

協働は、事業や課題解決のためのひとつの「手段」であるため、それぞれの組織の取り組みに対するコストや効果を十分検討して進める必要があります。また、協働は、相互を理解したうえで役割と責任を担いながら協力し合うものであるため、個々の都合により参加できる人できない人がいることを踏まえ、無理強いや押しつけにならないような配慮も必要です。

4 協働の主体

協働を担う主体は、市民個人、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関及びその他の団体（以下これらを「市民等」という。）並びに行政（海南市）と考えられます。

（1）市民個人

市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人・市民活動や事業活動を行っている人。

（2）地域団体

一定の区域に居住している市民で構成された団体で、自治会や老人クラブ、女性会などとして組織されている。その特性は、地域性、多様性、共益性、相互扶助があり、地域内での人的ネットワークを持っており、行政と市民の橋渡しの中間支援組織としての役割を果たしている。

（3）市民活動団体

営利を目的とせず（非営利）、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体で、NPO（法人格の有無を問わない）やボランティア団体など、主体的・自主的に行動する市民の団体であり、自主性、専門性、機動性、先駆性など特性があり、ネットワーク化された活動は、多様化したニーズに迅速かつ柔軟に対応することができる。

（4）事業者

民間の営利組織で、自主性、専門性、機動性、先駆性などの特性をもっている。近年では、企業の社会的責任の意識の高まりにより、自主的な社会貢献活動も見られるようになってきている。

（5）教育機関

高等学校などの若い学生たちは独創性のあるアイデアと行動力を持っている。また、公民館で活動している方たちは、地域の課題について、日々の活動で認識を深めている。これらの教育機関が地域と連携することで、年齢、分野を超えた新たな交流が生まれる。

（6）その他の団体

各種組合、中間的な団体・組織（協議会・連合会等）等、上記（1）～（5）に属さない団体。

(7) 行政（海南市）

全ての市民に公平で均一を原則としたサービスの提供を行い、平等性、公平性、継続性、安定性といった特性を持つ反面、個別的な市民ニーズの対応や先駆的な事業の実施について対応しきれていない。

5 協働の領域とかたち

公共的なサービスの提供には、市民等が主体的に担うもの、行政が主体に担うもの、市民等と行政が協力して担うものがあり、そのあり方は時代によって変化していくものであり、協働にふさわしい領域も、あらかじめ固定的・画一的に考えるものでも、行政が一律的に決めるものでもなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に対応する必要があります。

協働の領域

市民主体	市民主導	対等	行政主導	行政主体
市民等が主体的に活動を行う領域	市民等が主導し、行政が支援する領域	市民等と行政が協力して行う領域	行政が主導し、市民等が支援する領域	行政が主体的に活動を行う領域
協働の領域				

協働の場面は、さまざまな段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様なため、実践とその検証を経ながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。また、市民等と行政が役割と責任を分担して行うことが望ましいと思われる公益的な活動領域が、市民協働にふさわしい領域と考えられます。

協働のかたち（例）

かたち	内 容	効 果
委託	行政が責任をもって担うべき事業を市民の特性を活かして、より効果的に実施するため、市民等に委託するかたち	市民等が持つ特性が発揮されることで、効果的かつきめ細かなサービスの提供が期待できる。
補助	市民等が行う事業に対して行政が財政的な支援を行うことで公益を実現するかたち	市民等の自主的な活動を活発化することができる。
事業協力	市民等と行政がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施するかたち	それぞれの特性が活かされることで事業を効果的に行うことができる。
実行委員会 ・協議会	さまざまな主体が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行うかたち	企画段階から多くの主体が協働することで、規模の大きい事業が可能となる。
共催	市民等と行政が共に主催者となって事業を行うかたち	互いの特性を活かした役割分担により行うことで、単独で行うよりも事業の充実が図られる。
後援	市民等が実施する事業の公益性を認め、支援するため、行政が後援名義の使用許可を行うかたち	単独で行うよりも事業の信用度が増す効果がある。
情報交換	市民等と行政が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用するかたち	互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることができる。

協働のかたちには、委託、補助、事業協力、実行委員会・協議会、共催、後援、情報交換などがあり、事業ごとに最も適した協働の取り組みを進める必要があります。

第3章 協働の推進

1 協働の基本原則

市民等と行政が協働を推進するにあたっては、次のような基本原則をお互い理解したうえで進めることが大切です。

(1) 自主・自立

協働する主体は、役割と責任の分担を明確にしつつ、互いの自主性を尊重し、自立した関係を保つ。

(2) 課題・目標の共有

協働する主体は、何のために協働するのかという課題及び、達成すべき目標を共有する。

(3) 補完・対等の関係

協働する主体は、足りない部分を互いに補完し合い、上下関係ではなく、自立した主体として認め合う、対等な関係を築く。

(4) 情報公開・共有

協働する主体は、それぞれの活動状況を公開し、共有する。

(5) 相互理解

協働する主体が、立場や特性を相互理解することで、信頼関係を築く。

2 協働の方針

協働のまちづくりを進めるためには、市民等と行政がそれぞれの役割を自覚し、良きパートナーとして取り組むことが大切です。

(1) 市民等の取組み

地域課題を的確につかみ、常によりよい地域づくりへの意識を持つことに努める。また、自主性と自己責任のもと、それぞれがもつ知識や経験を活かし、課題解決に向けた活動を推進し、住みよいまちづくりに努める。

① 地域活動への参加

地域社会の一員として、地域社会に関心を持ち、自治会活動などに積極的に参加する。

- ② 地域活動の推進
専門的な知識や経験を、地域活動に活かす。
- ③ 担い手の確保
担い手を確保するため地域のリーダー育成など地域団体の組織の強化を図る。
- ④ 情報の共有
行政が提供する情報を受け取るだけでなく、積極的に情報の収集を図る。
- ⑤ 協働機会の活用と参画
行政が実施する事業に関心を持ち、積極的な活用を図る。

(2) 行政の取り組み

職員一人ひとりが、協働への意識を高めながら、まちづくりが活発に行われる施策の実施や環境づくりに努める。

- ① 組織と職員意識の改革
縦割り組織から横断的に連携して機能する組織を目指し、職員研修により、職員一人ひとりが、理解を深め、協働事業をコーディネートできる能力の向上を図る。
- ② 担い手の確保
担い手を確保するためのリーダー研修会や人材育成講座などを実施するほか、市民等が行う人材育成を支援する。
- ③ 情報の共有化と協働意識の醸成
広報紙やホームページなどを活用した情報提供により施策の透明性を高め、パブリックコメント制度の活用により、市民等の意見や提案の機会を提供する。
- ④ 参加協働機会の拡大
自主的活動や協働の取り組みへの関心を高めるための事業を実施し、協働のきっかけづくりを進める。
- ⑤ 環境整備
活動拠点の確保や地域活動のための人材育成・人材派遣など、環境整備や仕組みづくりに努める。